

申 入 書

2010年（平成22年）1月29日

尼 崎 市 長 殿

THEペット法塾

代表世話人 弁護士 植 田 勝 博

事務局長 弁護士 細 川 敦 史

- 1 「THEペット法塾」は、ペットを含む広く動物にまつわる法律問題について法律専門家とボランティアが共に研究し、連携して問題解決に取り組んでいる組織です。
- 2 2009年12月、尼崎市内で営業する犬の繁殖業者「A」の違法飼育問題が、連日のように大きくマスコミに取り上げられました。
当該業者は、犬について義務づけられている登録および予防注射をしていない「狂犬病予防法違反」、当該営業地域内において10匹以上の犬を飼育する場合に必要なとされる許可を得ていない「化製場法違反」、店舗建物の3階から5階部分を無断で増築した「建築基準法違反」を行っており、これらの違法行為が次々と報道されました。
一方で、このような悪質かつ違法な動物取扱業者を適切に指導・監督すべき尼崎市も、業者による違法状態を知りつつ、長年にわたり実効的な措置をとっていないばかりか、業者から売れ残った大量の犬を引取り殺処分する等、むしろ、違法営業を手助けするような処理をしていたことが判明しました。
- 3 当塾は、2009年11月21日、大阪府高槻市で開催したシンポジウム「真に動物を守る法律へ 緊急提言！～2011動物愛護管理法見直し改正に向けて～」の中で、現在の動物愛護管理法およびその運用について、網羅的な問題提起をいたしました。当然、われわれは、その中で、繁殖業者を厳しく規制する法改正、行政に犬ねこの安易な引取りをさせない（飼い主に持ち込ませない）法改正が必要であることを提言したばかりでした。
今回のケースは、前記シンポジウムの余韻がさめやらぬうちに発覚した、まさに現在の動物愛護管理法および行政による運用が不十分であるがために深刻な問題として露呈した典型的事例というべきです。また、これは決して尼崎市だけのレアケースではなく、氷山の一角であると考えられます。
そこで、当塾は、繁殖業者の規制強化および犬ねこの引取り制限については、2011年の動物愛護管理法の見直し改正に盛り込まれるべきであるとして、2009年12月24日、「尼崎市の犬繁殖業者による違法飼育問題に関する声明」を発表いたしました（別添資料のとおり）。
- 4 もちろん、法改正によらずとも、現行法規の枠内でも、当該業者に対する適正な指導・監督は十分できたはずであり、尼崎市が実効的な措置を執らなかったことが今回の事件を深刻

化させた大きな原因の1つであることは否定できません。

違法・悪質な繁殖業者、動物取扱業者を適正かつ実効的に指導・監督するためには、勧告、命令、検査権限を行使し、ときには刑事告発を行うことが必要です。また、これらの監督権限を、時機を逃さず適正に行使させるためには、動物担当部署の増強、担当者の専門性確保、そのための定期的な研修の実施、動物団体ほか外部組織との連携などが求められます。

- 5 これらの監督権行使を怠ったばかりでなく、違法飼育を続けていた当該業者から5年間にわたり漫然と多数の犬の引取りを続けた尼崎市の対応には大きな問題があります。

動物愛護法の精神はもちろん、平成18年1月20日環境省告示第26号「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置」には「都道府県等は、この引取り措置は、緊急避難として位置付けられたものであり、今後の終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取りを行うように努めること。」と定められています。違法業者から売れ残りの犬を引き取り殺処分し続けることは、これらの法令の精神に真っ向から反するものであり、違法行為の誹りを免れません。行政は、犬ねこの引取りについては謙抑的でなければなりません。

- 6 尼崎市におかれては、今回の事件を教訓として、今後は「動物が命あるものであることにかんがみ」とする動物愛護法及び動物関連法規の趣旨に則った法の運用改善をされるよう強く申し入れます。

以 上